

昭和四十二年一月三十日招集
第一面市議會臨時會會議錄

館山市議会第一回臨時会会議録

昭和四十一年一月招集

一月三十日(月曜日)

一現在議員三十四名でその氏名次々とあり

一番	吉田勇治郎	二番	鈴木正一郎
二番	小柴孝	三番	館石伝蔵
三番	田中祿郎	四番	秋山大三郎
七番	田村源治郎	八番	望月照正
九番	安西益男	九番	辻田実
二番	石井正	一三番	菊井敏博
一四番	志村信作	一五番	小沢恵太郎
一六番	関武夫	一七番	黒川佐太郎
一八番	西村真次	一九番	藤田好治
二〇番	保科忠夫	二一番	江田徳太郎

二二番 君塚喜三

二三番 中村省吾

二四番 島野茂樹郎

二五番 萩生田七郎

二七番 嶋田繁

二八番 山田教字

二九番 鈴木市蔵

三〇番 安藤亀吉

三一番 安沢徳順

三二番 三沢節

三三番 高橋文治

三四番 山本昇

三五番 松本藤太郎

三六番 山口康

一 議事日程

第一 議案第一号 昭和四十年年度事業分担金の賦課総額について

第二 議案第二号 館山市土地改良資金利子補給条例の制定について

第三 議案第三号 館山市清掃施設の設置及び管理に関する条例

の制定について

第四 議案第四号 昭和四十年年度館山市一般会計補正予算

一 抜第百三十一条による出席説明員

市長	本間讓
助役	小出武男
収入役	完戸貴
庶務課長	山口実
財政課長	長谷川広治
農林水産課長	伊藤幸太郎
土木課長	新井重助
衛生施設課長	吉田耕一
一本議会、事務局長、局長補佐書記	
事務局長	高梨清一
事務局長補佐	太田博雄
書記	兵藤恭一
同	錦織睦子

一本席議員 三十三名

一次席議員

一名

午後二時五十七分

開議

議長(田中祿郎君)本日の出席議員数 三十三名。

こより、昭和四十二年第一回市議会臨時会を開会いたします。本臨時会の議案審査のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要件に対し、本間市長、小出助役、完戸収入役、山口課長、長谷川課長、伊藤課長、新井課長、吉田課長以上が者が出席する旨の報告があり、また、議案を配付いたさせました。

配付漏りはありませんか。——配付漏りなしと認めます。

監査委員より一月実施の例月検査が報告されております。お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の決定を行ないます。

本臨時会、会議録署名議員に三番議員小柴孝君、三四番議員山本昇君以上両君を指名いたします。こよに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって決定いた

しました。

会期、決定を行ないます。

本臨時会、会期につき、議会運営協議会、意見は

本日一日ということでありませす。

おはかりいたします。

会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行ないます。

このより市長、本臨時会招集の条件について説明を求めます。

(市長登壇) (拍手)

市長(本間譲君)一言ごあいさつ申し上げます。

昭和四十一年の新春を迎え、館山市民とともに慶賀に存ずる
次第でございます。

さて本日、臨時市議会を招集いたしまして上程いたします
付議事件は一般議案関係といたしましては、昭和四十年
山萩林道開設事業にかかると分担金総額を九十万円と
定めるについて、議決をお願いしようというも、及び、条例
関係では、新たに制定いたしますも、として、まず、館山
市土地改良資金利子補給条例の制定であります。

これは土地改良税法に基きまして農地の改良造成または復
旧に必要な資金として農業協同組合または土地改良区
等が農林漁業金融公庫から借り入れた借入金の据え
置き期間中、年二分を越えない範囲で行なひまして農

業における生産性の向上に資するものであります。

次に館山市清掃施設や設置及び管理に関する条例の制定であります。これはかねて懸案でありました。ゴミ処理場を大字正木字道免七百八十七番地の一地区の国有地を借り受けて設置しようというものであります。

次に予算関係議案としまして一般会計の補正予算を願います。次でありますが、補正いたします。おもなものは、一、衛生関係で八十一万七千円、農林水産費関係では藤原かんがい用配管工事費として二百十万円、土木関係では香う川災害復旧護岸工事費として百七十一万一千円等がおもなもので、歳入合計四百六十一万八千円、補正となります。

その財源としまして公共土木施設災害復旧国庫負担金百十三万四千円、繰入金三百四十八万四千円を

もって充当しようというものであります。

以上極めて簡単に申し上げましたが、各議案につきまして
は、上程の都度、関係課長より詳細に説明申し上げ
ますので、慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い
申し上げます。 (拍手)

議長(田中祿郎君) 日程第一、議案第一号を上程いたし
ます。

(書記朗読)

議案第一号 昭和四十年年度事業分担金、賦課総額

について

農林水産課長(伊藤幸太郎君) 議案第一号につきまして申し
上げます。

本案は今回果の認定が決定いたしまして、山 林 道 開
設事業に對しまする分担金の額をきめたいといふわけで

でございます。

去る十二月、市会におきまして予算の御決議を願つてお
ります。が、この仕事は約百八十万円の工事費でございます。
すので、半額、九十万円を今回地元負担金として、総額
をきめていきたいというわけでございます。

これは、分担金条例の第三条第一項の規定に基きまして
お願いするわけでございます。よろしくお願いします。

議長(田中祿郎君) 以上で説明を終わります。御質疑願います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 御質疑なしと認めます。

本案は、討論省略原案となり可決するに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって議案第一

号は原案どおり決定いたしまして。

日程第二 議案第二号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第二号 館山市土地改良資金利子補給条例の判

定について

・農林水産課長(伊藤幸太郎君)

議案第二号につきまして申し上げます。

条例の各条について申し上げます。第一条目的でございます。す。これは土地改良法に基きまして土地改良事業を行なつた際、土地改良資金として長期の起債をおおききまして土地改良事業を実施したものに對しまして相当額の受益者負担が多いためでございます。その一部を利子補給いたしまして土地改良事業の奨励の意味で交付いたしたいというふうなことがうたつております。

第二條でございすが、土地改良資金ということはただ今、申し上げました土地改良法に基いたところ、いろいろの事業につきまして、この財源は農林漁業金融公庫から借り受けられた資金をここで申します土地改良資金として定義いたしたわけでございます。

第三條、この土地改良資金を農林漁業金融公庫から借りた場合、公庫が定められたところ、借り入れの条件のうち、据え置き期間中につきまして、この利子補給を行なうのだ。例えば、十五年、年賦の借り入れをいたした場合、十五年利子補給するのでございまして、据え置き期間中だけ利子補給をいたす。ただ、これは、五カ年以内ということで考えていきたいというところでございます。

第四條といつて、いろいろの事情で土地改良資金として

該當しなくなつたという場合におきましても、すでに交付済みの補給金の一部、もしくは、全部の返還を求めることができるといふことではございません。

第五条は、この条例の施行につきましても、必要な事項については別に市長が定めていきたいというところでございます。

この条例は、四十年分度分かつ適用していきたいというところでございます。

ただ今申し上げましたとおり、この条例は据え置き期間中、五カ年以内の期間におきましても、年二分を越えない範囲内で、利子補給を以て参りたいというところでございます。

現状の借入の条件といたしましては、利子は六分五厘が基準になつております。

このうちの二分以内を利子補給として補給金を土地改良施行者に交付して参りたい。そうして軽減して参りたいという

目的、もとゝの条例を新たに設けようというものでございませう。すうでよろしくお願いいたします。

・議長(田中祿却君) 以上で説明が終りました。質疑願います。
・三番(君塚喜三君) 不勉強で教えていただけたいわけなんです。が、第二条の農業協同組合及び土地改良区云々とあるんですが、農林漁業金融公庫というものと、農業構造改善事業の際のよく言われる中央農林金融庫というものは、違つうものでございすか、同じものでございすか、お尋ねいたします。

・農林水産課長(伊藤幸太郎君) お答え申し上げます。

農林漁業金融公庫法というもので、この金融庫が定められておりますし、農林中央金融庫もやはり、同じ系統の機関として設けられております。

簡単に申し上げますとある程度、借り入れの額によりまして

一方は金庫の決済がなければできない。ある範囲の場合には、農林中央金庫の決済だけで済むという違いがあるようにございます。ただ、今申し上げまいかのように制度そのものについては系統機関ではございますけれども別法によりまして、判定されておるわけでございます。

・ニニ番(君塚喜三君) そうしますと、利子補給条例において、農業構造改善事業に伴うところ、利子補給もできるというふうになろうかと思つたのでございますが、ところで農業構造改善のときに補助事業につきましても、大分を説明を受けたか記憶がございせんが、近代化資金の場合には、三分五厘だったと思ひますが、そういう場合にも、同じように二分というふうなことで利子補給をする。こういうことと比べるとございすか。

・農林水産課長(伊藤幸太郎君) 大分今お話の構造改善事

業でございますけれども、農林漁業金融公庫からう
借り入金でございます。でございますので、この条例に適
用するわけでございますが、近代化資金金は近代化資金法
に基きまして、ごく小規模のいろいろな農業関係の仕事
につきまわして金融制度でございます。利率は年九分
五厘、たゞ、国・県・市町村の利子補給がございますので、
差引きますと、大分借り主が利率を払うとい
う結果になっております。

二四番(志村信作君) この条例を制定されますから、よく内容を
検討されて利子補給をされる。この思いますが、その範
囲とそれから借り受け金の限度が示してないが、幾らでも
借りらるといふことになるんですか、その二点についてお尋ね
いたします。

農林水産課長(伊藤幸太郎君) 内容の調査でございますけれども

ども、これはあくまでも制度、金融機関から借り入れするものでございますので、当然、国の認定事業だけに限られるわけでございます。

内容はすでに県の承認を得、また国の承認を得たものでございますので、二点につきましては、間違いないというふうに考えてまいります。

それから、限度でございすけれども、これはやはり各事業によりまして、限度額も同様、国県が決定いたしますので、何千万以内とか、何百万以上という限度は、一応考えておりません。二四番（志村信作君）第一点は了解いたしました。

第二点、最高限度がなく、限度を示さないで、二分補給ということはどうかと思いますが、この点を御説明願います。

農林水産課長（伊藤幸太郎君）限度の問題でございすが、おろすから、国県が認定しないといふことは、事

業量に合わせまして、借入の金、或いは事業費というものが認定されるわけでございます。

でございますので、やはり受益者の負担が大きい仕事でございまして、あくまでも、受益者を対象にしたもので、国果は考えていくのだという考え方でございまして、そう多額、いわゆる償還—きねないような額の借入は、おそらくなかりうではなからうかという考え方でございます。ただし、現状におきましても、構造改善事業が行なわれておりますけれども、一昨年の最高が千百万程度でございまして、現在借りておりますけれども、~~千百万~~そういうことで、最高限度はあえてここであわなかつたのでございまして、そういう考え方でございます。

・一四番(志村信作君)ただ今の御説明ですが、すっきりといたいたしません。

二分の利子補給は、果ては関係なく、館山市が出す。今、一千万位だとおっしゃるが、もっと大きなものが出てきた場合には、二分の補給も大きなものになると思うが、その点、

農林水産課長(伊藤幸太郎君)「一応、第三条にございますけれども、年二分を起えない範囲内であるということであらう。おっしゃるが、もちろん、これは、市が財政と十分にらみ合わせ、

せよ、考え方も、一々、なければならぬわけでございます。仮りに相当大きな額がここで出て参りました場合には、やはり、この範囲内である程度、考えていかなければならぬ。ということには、考えられますけれども、一応、年二分以内の範囲で、利子補給をいたしまして、そうして、受益者の負担軽減までできる、だけは、かつてやりたいという考え方でございます。

一七番(黒川佐太郎君)「第四条を具体的に御説明いただけますか」と思っています。

・農林水産課長(伊藤幸太郎君) この条文はおそらくこういうたこ

とはあまりあり得ないではないかという考え方でございます

が、「自己の責に帰すべし理由」ということは一応例を

上げますと、こういうことがあるのではないかと考えられます。

国・県の認定を受けました事業が途中におきまいて

施行者側の不注意或いはまた特別な理由によりまして

事業の削減をいたしたような場合、或いはまた当然行な

わなければならなかったものを、国・県のいわゆる認定額

が少なくなつた場合、そういう場合におきまいて、すでに

交付したものに ついて、その分はお返し願うというような

考え方でございまして、おそらくこういうような事態はあま

り考えられないというところで考えております。

○一〇番(辻田実君) 関係してお伺いしたい。

まず第一に四十年分からということとどうかわけておきまいて

現在四十年年度におきまゝでは、利子補給の額は、どの位になるか
まず、その点だけ。

・農林水産課長(伊藤幸太郎君)現在この条例の適用を受け
る対象といふに、まゝでは、御承知の構造改善事業だけで
ございませう。現状におきまゝでは、これは、三十九年度に借り
入れた一、一〇〇万の構造改善事業の土地改良事業の借入金
が、千百二十六万ございませう。でございませう。四十年年度
から利子の償還が始まるわけでございます。四十年年度
利子の償還が始まったから、この条例を適用していくと
いう考えでございます。

二分以内でございませう。二分として考えた場合に、約二
十二万程度、四十年年度は、考えらるるわけでございます。

・一〇番(辻田実君)その点でも、御質問いたしたわけでは
ございませうけれども、第三条の文面、後半に参りまして

五半間の期間が経過した場合については、利子補給を行なわない。三半間の期間が切れた以降については、何れも、この五半間の期間が切れた以降については、何れか、形で利子補給を受けられるような制度があるかどうかという点については、御質問のたいわけでございます。第二点といたしまして、土地改良資金の利子補給について、横溝改善事業の件で行なわれているものが、現在あるという御説明でございますので、横溝改善全体に対するところの利子補給、そういうものも含んで、土地改良資金の補給制度、資金のウケの中、幾らという補給制度、そういうものが、この資金の制度の中にかつておられるものがあるのか、ないのか、その点についてお伺いしたいわけでございます。

それから、これは意見になりますけれども、先ほど二分以

ぬということを言われておりまして、たから、場合によつると一分五厘になるということをいわれて、おりまゝにやらせども、この点については、私自身あまり歓迎した文章でなく、二分なら二分というふうにならないとある地区においては、二分であるけれども、ある事業については一分五厘ということがある。差が出てくるということとは、あつまいである。近代化資金というものをみますと、二分とはつきりうたわけておる。その点は、どういふ考えであるのか。その点について、再度御質問申し上げる次第でございます。農林水産課長（伊藤幸太郎君）期間の問題でございます。するけれども、農林漁業金融公庫の据え置き期間は、基準が五年でございます。ただし、特別の場合、七年というのも、若干あるようにございますが、基準は五年でございます。ますので、その期間をおさえたい。据え置き期間が七年のものに対して、あと二年はどうするのだということでございます。

ましようが、最高五年として考えていきたいということでございます。

構造改善事業の問題でございますが、一応例を上げて申し上げますと、土地基盤整備事業が年六分五厘の農林漁業金融公庫からの借り入れでございます。

近代化施設の借り入れは近代化資金の導入でございます。単独融資の事業はやはり近代化資金乃至は農林中金の金が回わることがございます。でありますので、この借り合いの問題を申し上げますと、農林漁業金融公庫の借り入れ率は年六分五厘、近代化資金は、国・県・市の九分五厘に對しまして、利子補給が行なわれております。それから、単独事業の場合は、年三分五厘の低率でございます。

それらを考え合わせまして、構造改善事業の場合に上

地基盤整備事業を一応この条例の適用として考えらるるわけでございます。そういった考え方でございます。それから、二分を越えない範囲というところでございしますが、私どもの考えとしてはあくまでも二分を考慮していきたい。で、先ほど御質問があった点でございすけれども、やはりこの額が非常にかさんで参る場合にどうしても財政事情の関係でいろいろと考えなければならぬような場合にやむを得ず考えざるを得ないけれども、一応二分をやるであらうということでございます。

一〇番(辻田実君)二点について、明朝をいただきますので、改めて御質問申し上げたいわけでございますけれども、構造改善の中でも、近代化の部分と土地改良部分というのがあるわけですか。それから、単独の資金というのがあるわけですか。けれども、そうすると土地盤整備事業の中の額に

おいても、全部、農林金融公庫の資金でやらせている場
 合と、それから、その事業費のうち七割が土地改良法に基
 くところの農林漁業金融公庫から借りて三千万なら三
 千万使われている。あとの残りのものは、農業近代化資金から
 借りているといった場合に、土地改良資金として、利子補給
 を受けるのか。近代化資金の恩恵を受けているのか。いな
 いのか。受け入れられるかどうかということですか。

あの法律で近代化資金というのは、借り入れ金につきましては、
 一般の市中銀行から借りても結構、農林中金から借り
 ても、結構という条件になっておりますから、そういうものが、
 あると利子の負担率というものについて若干、認識を新
 たにしなければならぬ点が出てくるので、極端にいうところ
 農林金融公庫から借りた資金は、近代化資金の金
 として利子補給の対象になり得るかどうかということですか。

結論的に教えていただきたいと思ひます。

・農林水産課長(伊藤幸太郎君) 簡単に申し上げますると、同じ制度、金融機関から片方は土地基盤整備で借入、片方は近代化でということ、絶対ではありません。

土地基盤、関係はあくまでも農林漁業金融公庫だけでござります。

近代化の施設、ことを申し上げますと、基盤整備整備と除きまして、あとのライスセンターを作るとか、機械、器具を買入るとかというものが、近代化施設と申しまして、それが近代化資金、両方の機関から同じものに行なわねば、ということ、絶対にはあり得ない。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 御質疑なしと認めます。

本案は討論省略原案通り可決いたします。御異

議 ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(田中祿却君) 異議なしと認めます。よって議案
第二号は原案通り決定いたします。
日程第三、議案第三号と上程いたします。

(書記朗読)

議案第三号 館山市清掃施設の設置及び管理
に関する条例の制定について

・衛生施設課長(吉田耕一君) 議案第三号につきまして御説
明申し上げます。

今回の条例制定でございますが、従来ございまいた衛生処理
場の設置条例というものが三十七年にできておるわけで
ございまして、これを廃止して本条例を一本にしたいという
ことで提案した次第でございます。

一条につきまゝでは、設置を規定したわけでございます。

二条及び三条につきまゝでは、名称と位置を規定したわけでございますが、二条を「尿を処理いたします施設」の名称を「館山市藤原衛生処理場」位置を「藤原字中坪九番地」の「クリータ」ということでございます。

第三条の「ゴミを処理する名称」位置を「こうようクリータ」でございませぬ。

なお、この「番地」は、現在まだ「河川敷」で「手続き」中で「番地」がございませぬので、「地先」という言葉を使わしていただきます。四条に「関」まゝでは、「管理」に「要」しますところの「事項」につきましては、「市長」が「定め」ていくという「委任」規定を「設」けた次第でございます。

従いまして「三十七年」の「条例」第五号につきまゝでは、「廃止」いたした。

なお、このゴミ処理場の請負契約議決等につきましては、現在本設計を実施中でございますので、その設計の完了後におきまして、議会へ御決議をいただきまして、実施に入って参りたい。このように考えておる女才でございます。

議長(田中祿郎君) 以上で説明が終了しました。

一〇番(辻田実君) 三条のゴミ処理場の設置の位置の点について、御質問申し上げたいと思っております。

先般、議会におきまして私はこの点について幾つかの点について御質問申し上げたところでございます。その中でも、明らかならなかつた点、二つについて、私は市長自身として、決意のほどをお伺いしたいわけでございます。と申します。私は、全般的に申しまして、二つ、観点から、この場所の設置については、反対はしませんけれども、疑問

を持つてゐる。

一つは館山市の地形の上からいつてあそこはゴミの処理場として、ちよつともつていふさ漕ぎるといふ観点ともう一つは湊川の館山市におきますところの二本か三本かかないところの最も有力な河川の周辺を使うといふことは、あらゆる都市の発展の形態の上からみて、そういうところの面では今は開発されていませぬけれども、一等地となる地形にこういうものを設置するといふことについては私はかなり疑問を持つてゐる。この前提にたつて私は御質問申し上げるわけでございますが、先般の文教民生委員会等におきましては、それらうあそこに決定しなければならぬところの経緯と、この問題は伺ひました。そこで私は問題になるのは、先ほど申し上げましたようはな点につきまゝ十分ではない。十分でないところをおののけて設置するからには、相当の

決意ですか。そういうものがないと私はこの条例については賛
 同しかねる。そこでまず第一に先般申上げおしなように、
 都市計画の面・さらに衛生の面、道路交通の面、こういう
 面についても具体的な調整がその後どの程度なされるか
 という点についてお伺いしたいわけでございます。

特にその中で都市計画の上において工業開発の見通し
 とその関連について、まず明らかになっていただきたい。
 二番目に館山市の地形上からみても重要な交通路の一
 環になるであろう。これは先般の振興診断書の中にも
 明らかにされております。

将来地形的にあそこが重要な道路の拠点になる。そういう
 ところに清掃車等がひんぱんに入りますということとは
 機能というものを考えても心配される面がある。こういう
 面について第二点に交通開発の面についてどうであるか

という事です。

第三点の衛生の面について、あそこに医療センターというものが
ありまするけれども、先ほどは農民とか、地元や住民には聞
いたということをお伺いしておりますが、医療センターの医療上の
問題、そういうところを聞いていただくか、三点としてお伺い
いたします。

四点に凑りの使用をめぐって相当汚水なり、灰、そういうものが
出るわけですが、それらが凑りを汚染して館山湾に流れる
こういう点についての研究、そういう点もついてはどの程度
なされたか、という点、さらに最後に一般的に申しますると、衛
生処理場というものができれば、一カ所があればいいわけで
ございまするけれども、藤原とこちらに分けなければなら
なかつたという事情、その点についてももっと一カ所にまとめる
ような工夫なり方法というものはなかつたものかどうか。

この点について以上六つう点について市長がどうように考
えらべて今回設置に対して決意を持っておるうか
そう点をお伺いいたいたいと思うわけでございます。

市長(本間 譲君) 辻田議員さんの御質問に対してお答えいた
します。藤原の尿処理場と同じところに作るということ
私ども始めから考えておったわけでございますが、あそこには
そういう地所がうまくありません。むむを得なくあそこを
選んだわけでございます。あそこは将来は工場地帯と
いつていいと思えますが、近代的なゴミ焼却炉ですと、さう
我々が考えたまうな弊害が少ないわけでございます。近所
に住宅ができてきてもほとんど心配がない。こういうふう
に考えておるわけでございます。

道路から相当奥に入ったところに作るうということになる
べく、道路付近はあかして作るうということを考えておる

わけでございます。

それから、汚水の処理については、会社の方にもよく話してありまして、ろか装置、そういうものを取り入れて、汚水の出ないようにする。こういうことでございます。

それから、住民に対しては、正木地区、奏地区も大体了解してありますから、その点は心配ないわけでございます。以上です。

一〇番(辻田実君) 私が先ほど申しましたように無条件にいいということは、言い切れない。しかしながら、現実はちやうどなければならぬという中において、そういう関係課なり、企画、調整、そういうものが、どの程度なされたか。

市長さんが言われたように、近代的な処理場であれば、住宅地、脇に建てても、弊害はないであろう。こういう程度で、なされたものか。それだけでは、済まされない面も多少ある。では、ないかという、危惧の念を持つわけでございます。

けれども、そのらについては、市の行政各課の意見なりは、之を
 に一致しておるか、その点についてどう程度ならぬか、再度
 御質問申し上げたいと思います。

・助役(小出武男君)市長の方から全体的な結論が出まいた
 ので、大体そのに包含されるわけですが、拙論的御意見
 でございますので、この設定につきましては、先ほど来、委員
 長の報告もありましたように、非常にいろいろな角度から
 最終案として、あそこには決定をしようとしておるわけでござ
 います。が、まず、道路の問題でございますが、近くと申
 しますか、将来拡張を以ていきたいという意見は、持っております
 ます。そのから、もう一つあそこ先ほどから御意見がござ
 いますように、この処理場のほか、さらに観光面、或いは、
 工場、いろいろな工業施設ができることになると、やはりもう
 一本、リゾーと申しますか、リゾ平行した路線を考へる

べきではないか。こういう点も話題に上ってございます。

それから衛生面ですが、これは施設課がやりますので、公害はできるだけなくする方向にやっていく。衛生面から申し上げますれば、ただ今の考えでは、さうつかえないという結論の上に立っているわけでございます。さうか、今後、やうな後におきまして、或いは若干予想に反したものがあるとしますれば、将来、その点については、その時点において十分改めている。こういう考えでございます。

○一番(辻田実君) もう一点だけ聞いて打ち切りたいと思います。

大体の様子にはわかりました。市長さん、答弁の中におきまして、地元の人たち、意見を聞いて納得していただくように立ってきめたということと、助役さんが、私、質問に対して、具体的に、は申し上げませんで、ただ、けれども、専門の人たち、意見を聞き、聞いた上で、やうな、たという結論的な言葉を、おっしゃる、たわけでございます。そこで、その点について、お伺いしたい。

一つは工業開発の面、一つは道路開発の面、もう一つは衛生の面について関係者の方をまどえて私はある程度の納得をしてもらったのかどうかという事です。

そう一面について市長さんう先ほどどう答弁は私が今申した点について了解を得ておるのか、ご念をいしておるのか、その点についてだけお答え願いたいと思います。

市長(本間譲君) 道路やなんかのことにつきましては専門家の意見は聞きません。

衛生方面につきましては保健所長さんが委員でございましてからその意見も聞いてもらったわけですから。

その他は今おっしゃるようなものはいたしませんで。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 御質疑なしと認めます。

本案は討論省略原案通り可決するに御異議ありませ

せんが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。

よって議案第三号は原案通り決定いたします。

日程第四 議案第四号を上程いたします。

(書記朗読)

議案第四号 昭和四十年年度館山市一般会計補正予算

財政課長(長谷川広治君) 議案第四号について御説明申し

上げます。

その前にプリントの誤りがございますので訂正していただきます
いんですが、第四号とございしますが、第五号の誤まりでござ
います。

それから昭和四十年と成っておりますが、四十一年の誤まりで
ございしますので、訂正させていただきますと思っております。

第一条は今回補正予算におきまして歳入歳出にそれぞれ
四百六十一万八千円を追加いたしまして追加後予算総額
を七億八千二百四十一万四千円にいたらないという考えでござい
ます。

なお、今回補正予算のうち災害復旧費が新しく款
を加えましたので、今までの十一款以下を番号を訂正いた
しまして公債費を十二款以下、一教づつ繰り下げてい
くという補正をいたらないということとて提出をいたらないも
うでございます。

・土木課長(新井重助君) 歳出の十一款災害復旧費を御説
明申し上げます。

これは西岬の香りの護岸が昨年五月三日の豪雨に
よりまして決壊をいたしまして、川がいくとございます。道路
がともに流れて、一応災害復旧ということにいたし

まして、建設省より承認を求めておりまいなところ。昨年十二月五日に参りまして、査定の結果、河川の長さが一六六メートル、十の護岸を承認いただきまいなつて、この復旧を四十年年度に行なうべく、予算が配当になりまいなつて、百七十一万円を追加する次第でございます。

これに伴いまして、節用方でございますが、十五節に工事請負費百六十二万、これに伴います事務費といないまして、百六十二万の五%の事務費が認められますので、合計百七十一万円を追加する次第でございます。

衛生施設課長（吉田耕一君）第四款の衛生費につきまして御説明申し上げます。

今回八十一万七千円をお願いしようというものでございます。十一節の需用費におきましては、六十五万円でございしますが、これは現在収集車八台使用しておりますが、八台に要します。

消耗品、おもにタイヤでございます。

それから燃料費・ガソリン等でございます。修繕費、この三つに不足をきたしまして。今回お願いしようというものでございます。次に十四節の使用料及び賃借料でございますが、十六万七千円・バスう借り上げ料でございます。これは今回も処理場を建設いたします予定地でございまして、昭和橋ぎわの問題で隣接でございまして、湊地区の方たちも折衝の結果既設の作業をしておるところの状況を見学させてほしいということでございます。また、実際にみて御協力をいただくと、こういうな観点から、こういうな支出をしない、かように考えられるわけでございます。

それから、ゴミの車、借り上げ料でございますが、修繕料で三十六万六千円でございしますが、十二月以降におきまして、実際に車検等がございまして関係から、民間のトラック

等を借上げまして、借上げ料十五万円をお願いしようというものでございます。

合計いたしまして、八十一万七千円を今回お願いいたします。

このように考える次第でございます。

農林水産課長(伊藤幸太郎君) 第六款の農林水産業費でございしますが、農地費といたしまして、二百十万円を追加いたしたい。これは附記にございしますように下藤原のかんがい用水の配管工事の補助でございします。この工事は右藤原の処理場の処理用水を使用いたしまして、下藤原の畑地約四十町歩程度でございしますが、その畑地のかんがい用水用に処理水のあきり分を一つ利用させてもらいたいというふうなことで地元の方からの要請もございしますので、現在右藤原でかんがい用水を使っておりますけれども、そのあきがまた場合に下藤原でその分を使わしてほいということにございします。

ので、配管工事をいたしまして、ただ今申し上げました約四十町歩程度の畑地かんがい用水の一部使用させたいという考え方でお願いいたしております。

配管は処理場から山ごりに下藤原に配管いたします。約二千五百メートル程度の配管工事でございます。以上でございます。

。取政課長(長谷川広治君) 以上で歳出の説明を終わりますが、歳出総額七億八千二百四十一万四千円でございます。

次に歳入でございますが、国庫支出金といたしまして公営土木施設災害復旧国庫負担金といたしまして、百十三万四千円を計上いたしております。

こゝは先ほど御説明を申し上げました香りの護岸工事費の事業費百七十一万一千円に対する〇・六七七の補助率でございます。

残高が三百四十八万四千円に對しましては、前年度繰り越し金のうち、未計上額を計上いたしまして、賤源といたしまして、關係で三百四十八万四千円を計上いたしまして、歳入歳出同額といたしました。以上で説明を終ります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)御質疑なしと認めます。本案を討論省略原案通り可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決されました。

以上で本臨時会に付議された案件全部を議了いたしました。よって臨時会を閉会いたします。

午後四時八分 閉会

本日、会議に付いた事件

一 開会

一 議長報告(出席説明者)

一 会議録署名員、決定

一 会期決定

一 市長議案提案理由説明

一 議案第一号乃至第四号

出席議員

吉田 勇治郎

小柴 孝

田中 祿郎

田村 源治郎

安西 益男

石井 正

鈴木 正一郎

館石 伝蔵

秋山 六三郎

望月 照正

辻田 実

菊井 敏博

志村信作

小沢惠太郎

関武夫

黒川佐太郎

西村真次

藤田好治

保科忠夫

江田徳太郎

君塚喜三

島野茂樹郎

荻生田七郎

鳴田繁

山田教宇

鈴木市蔵

安藤電吉

安沢徳順

三沢節

高橋文治

山本昇

松本藤太郎

山口康

欠席議員

中村省吾

昭和四年一月三十一日

右会議の次第を録し、下に署名す。

館山市議会議長

田中 旅郎

同 署名議員

小栗 孝

同

小栗 日輝

